

## 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和3(2021)年度補正予算概要.....	1～2
2 令和4(2022)年度予算概要.....	3～7
3 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子（子ども未来部所管分）.....	8～9
4 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	10～12
5 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の骨子.....	13～14
6 函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例の骨子.....	15～16

# 1 令和3（2021）年度補正予算概要

## （1）一般会計

### 【歳入】

（単位：千円）

科目	補正額	説明	
指定寄付金	△2,226	子ども家庭総合支援拠点準備経費分皆減	△2,266
ふるさと寄付金	3,236	企業版ふるさと納税分増 子ども家庭総合支援拠点準備経費分	3,236 3,236

### 【歳出】

#### 民生費

（単位：千円）

科目	補正額	説明	特定財源
子ども未来総務費	△52,448	函館市子育てサポート商品券発行事業費 （債務負担行為分）減 △52,448 事業費減 △25,910 事務費減 △26,538	
保育サービス費	28,336	子ども・子育て支援給付費増 28,336 施設型給付費増 28,336	(道) 保育士等処遇改善臨時特 例事業費補助金 28,336
子ども健全育成費	9,372	子ども健全育成事業費増 9,372 地域放課後児童 健全育成事業費増 9,372	(道) 保育士等処遇改善臨時特 例事業費補助金 9,372 (その他) 指定寄付金 200
ひとり親家庭等支援費	349	母子生活支援施設委託料増 349	(国) 児童虐待防止対策等支援 事業費補助金 349

#### 衛生費

（単位：千円）

科目	補正額	説明	特定財源
母子保健費	△82	その他所要経費減 △82 （乳幼児身体発育調査分）	(国) 統計調査委託金 △82

#### 教育費

（単位：千円）

科目	補正額	説明	特定財源
私立学校振興費	△3,578	私立学校運営助成費減 △2,820 私立専修学校運営助成費減 △758	
奨学給付金	△240	給付型奨学金減 △240	(その他) 青少年育成基金繰入金 △240

## (2) 奨学資金特別会計

## 【歳入】

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
積立基金運用収入	28	奨学基金運用収入増	28
寄付金	40,357		
前年度繰越金	1,082		
貸付金収入	△2,119	現年度分減 滞納繰越分減	△441 △1,678

## 【歳出】

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
奨学金	△1,584	奨学資金貸付金減	△1,584
奨学基金積立金	40,932	奨学基金積立金増	40,932
			(その他) 寄付金 40,357

2 令和4（2022）年度予算概要

(1)一般会計

[歳出]

民生費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
出生祝記念品事業費	8,879	赤ちゃんの誕生を祝い、健やかな成長を願って、道南スギの積み木を贈呈	(その他)森林整備等対策基金繰入金 8,879
女性相談関係経費	2,916	DV相談のほか、ストーカー被害や身近な人からの暴力被害など、女性に関わる相談体制の充実を図る	(国)女性相談費補助金 3,111
配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金	2,000	DV被害者の保護から自立までの総合支援体制に対する費用を助成	
性暴力被害者支援関係経費	4,389	行政・警察・拠点病院等が連携して性暴力被害者を支援する「函館・道南SART」の相談支援窓口を運営するほか、予防教育や市民啓発を行う	
施設型給付費	6,735,808	保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の仕組みによる運営費および幼児教育・保育の無償化に要する費用を給付 認定こども園（53か所） 5,865,332 （保育所型19か所，幼保連携型28か所，幼稚園型6か所） 私立保育所（5か所） 419,852 新制度幼稚園（4か所） 270,681 市立施設（2か所） 55,224 広域施設（10か所） 59,749 保育士等処遇改善事業費 64,970	(国)子ども・子育て支援給付費負担金 3,097,305 (道)子ども・子育て支援給付費負担金 1,638,601 (道)多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金 77,593 (道)保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 64,970 (その他)保育所入所負担金 21,524

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
地域放課後児童健全育成事業費	1,018,094	学童保育料の軽減実施分 152,880 児童1人あたり月額5,000円(年額60,000円)の保護者負担の軽減 施設職員処遇改善分 158,572 1クラスあたり年額1,678,000円を上限として委託料に加算ほか キャリアアップ処遇改善分 61,051 経験年数に応じた1クラスあたり年額919,000円を上限として委託料に加算 業務委託料ほか 70クラブ 645,591 放課後における児童の健全育成を図る学童保育を実施 小学校余裕教室等の公共施設 22か所 民家や私立幼稚園等の民間施設 48か所	(国)地域子ども・子育て支援事業費補助金 301,658 (道)地域子ども・子育て支援事業費補助金 301,658 (道)保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 29,366
ひとり親家庭技能習得支援給付金	4,230	ハローワークの資格取得に係る給付金制度の対象外となるひとり親に対し、養成機関の授業料などを助成	
ひとり親家庭等就労自立支援給付金	450	自立支援プログラムによる就業支援を受けて就職した児童扶養手当受給者に対し、就職に要する経費として3万円の給付金を支給	
ひとり親家庭等就労支援事業費	670	ひとり親家庭の方が経済的に自立した生活を送るために、キャリアアップ講習会を開催	
養育費確保支援事業費	400	ひとり親家庭の養育費の取り決め等にかかる経費を助成 公正証書等作成支援 上限3万円 養育費保証契約支援 上限5万円	
子ども医療助成費	510,870	中学校卒業までの子どもの医療費を助成 延 264,326件 2022年8月診療分から住民税課税世帯の中学校卒業までの子どもの通院費を無料化	(道)子ども医療費補助金 117,533 (その他)医療給付金等収入 2,696
ひとり親家庭等医療助成費	116,762	ひとり親家庭等の子どもおよびその親の医療費を助成 延 46,912件 2022年8月診療分から住民税課税世帯のひとり親家庭等の19歳以下の子どもの通院費を無料化	(道)ひとり親家庭等医療費補助金 46,516 (その他)医療給付金等収入 1,250

衛生費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
産後ケア事業費	4,490	助産師等が産後の母体管理や育児指導などを行う産後ケアを、従来の宿泊型に加え、新たに通所型、訪問型で実施	(国)母子保健費補助金 2,244
不妊相談センター事業費	361	不妊や不育症に悩む方への相談支援等を行う窓口を、総合保健センター1階に設置	(国)母子保健費補助金 180
定期予防接種費	549,446	子宮頸がん 168,297 (定期接種12～16歳, 未接種者へのキャッチアップ接種17～25歳) 四種混合 52,399 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ) 麻しん・風しん 28,066 ヒブ, 小児用肺炎球菌 89,716 日本脳炎 111,494 ロタウイルスほか 99,474	

教育費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
私立学校運営助成費	128,880	生徒1人あたりの助成額 30,000円 対象施設数 15施設 対象人員 4,296人	
私立専修学校運営助成費	17,097	生徒1人あたりの助成額 30,000円 対象施設数 6施設 対象人員 561人	
入学準備給付金	8,190	小・中学校または義務教育学校に入学する子どもがいる保護者に入学準備金を給付 (生活保護受給者, 就学援助の入学前支給の受給者等を除く) 給付対象 第1子および第2子 (所得額300万円以下の保護者) 第3子以降(所得制限なし) 給付額 1人あたり3万円	
中学校卒業生入学準備等給付金	19,890	中学校または義務教育学校を卒業する子どもがいる保護者に高等学校への入学等に係る費用の一部を入学準備等給付金として給付(生活保護受給者等を除く) 給付対象 第1子および第2子 (所得額300万円以下の保護者) 第3子以降(所得制限なし) 給付額 1人あたり3万円	

(2) 奨学資金特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	
積立基金運用収入	319	奨学基金分	319
寄付金	100		
前年度繰越金	1		
貸付金収入	21,329	現年度分 滞納繰越分	17,343 3,986
雑入	1	支払督促申立手数料	1
歳入合計	21,750		

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
管理費	1,022	奨学資金運営委員会委員報酬 事務費	100 922 (その他)積立基金運用 収入 319
奨学金	8,376	奨学資金貸付金	8,376
奨学基金積立金	12,252	奨学基金積立金	12,252 (その他)寄付金 100
予備費	100		
歳出合計	21,750		

## (3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	
一般会計繰入金	13,363	貸付分 事務費分	12,408 955
前年度繰越金	89,751		
貸付金収入	67,914	貸付元金収入 現年度分 滞納繰越分 貸付金利子	67,885 48,240 19,645 29
雑入	1	1 支払督促申立手数料	1
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業債	24,816		
歳入合計	195,845		

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
貸付事業費	102,335	母子父子寡婦福祉資金貸付金 その他所要経費	100,941 1,394 (地方債)母子父子寡婦 福祉資金貸付事業債 24,816
公債費	62,339	母子父子寡婦福祉資金貸付事業債償還元金	62,339
一般会計繰出金	31,171		
歳出合計	195,845		

3 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子（子ども未来部所管分）

（1）改正理由

函館市青少年育成基金の額を減額するため

（2）改正内容

既定の基金の額を減額する。

現行の額	改正後の額
8,647 万円	7,691 万円

（3）施行期日

公布の日

函館市青少年育成基金条例 新旧対照表【第2条関係】

現 行	改 正 案
<p>(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>8,647万円</u>とする。 2・3 (略)</p>	<p>(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>7,691万円</u>とする。 2・3 (略)</p>

4 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉施設の長による懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和4年4月1日

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童等</u>に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童等</u>の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童</u>に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童</u>の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例  
新旧対照表

現 行	改 正 案																																		
<p>(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第15条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第5条, 第6条第1項, 第2項および第4項, 第7条, 第9条, 第11条から第13条まで, 第15条(第4項ただし書を除く。), 第19条から第21条まで, 第35条第9号, 第36条(後段を除く。)ならびに第40条の規定は, 幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定</td> <td style="width: 33%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">第13条</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">入所中の<u>児童等</u>に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条</td> <td style="vertical-align: top;">法第47条</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">その<u>児童等</u></td> <td style="vertical-align: top;">園児</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)	第13条	(略)	(略)	入所中の <u>児童等</u> に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条	法第47条		その <u>児童等</u>	園児	(略)	(略)	(略)	<p>(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第15条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定</td> <td style="width: 33%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">第13条</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">入所中の<u>児童</u>に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">その<u>児童</u></td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)	第13条	(略)	(略)	入所中の <u>児童</u> に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条	(略)		その <u>児童</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第13条	(略)	(略)																																	
	入所中の <u>児童等</u> に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条	法第47条																																	
	その <u>児童等</u>	園児																																	
(略)	(略)	(略)																																	
読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第13条	(略)	(略)																																	
	入所中の <u>児童</u> に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条	(略)																																	
	その <u>児童</u>	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	

5 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

ひとり親家庭等の児童および子どもに対する医療費の助成制度の見直しに伴い、市町村民税を課されている世帯における3歳以上の児童および子どもの医療費について、通院に係る一部負担金の全額を助成することとするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和4年8月1日

### 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(助成の額)</p> <p>第6条 医療費の助成の額は、受給者に係る医療費（当該受給者がひとり親家庭の母または父である場合は、入院および健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護に係るものに限る。）から<u>一部負担金として規則で定める額</u>、<u>食事療養標準負担額</u>、<u>生活療養標準負担額</u>および付加給付の額を控除した額とする。</p>	<p>(助成の額)</p> <p>第6条 医療費の助成の額は、受給者に係る医療費（当該受給者がひとり親家庭の母または父である場合は、入院および健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護に係るものに限る。）から食事療養標準負担額、生活療養標準負担額および付加給付の額を控除した額とする。</p>

### 函館市子ども医療費助成条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(助成の額)</p> <p>第5条 医療費の助成の額は、受給者に係る医療費から<u>一部負担金として規則で定める額</u>、<u>食事療養標準負担額</u>および付加給付の額を控除した額とする。</p>	<p>(助成の額)</p> <p>第5条 医療費の助成の額は、受給者に係る医療費から食事療養標準負担額および付加給付の額を控除した額とする。</p>

## 6 函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 改正理由

総合保健センターにおいてBCG接種を行わないこととするため

### (2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

### (3) 施行期日

令和4年4月1日

**函館市総合保健センター条例 新旧対照表**

現 行	改 正 案						
<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 第4条各号(第4号を除く。)に掲げる施設を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 センターの施設を使用するものうち、健康増進センターの使用許可を受けたものにあつては別表第1または別表第2に、口腔保健センターの使用許可を受けた者にあつては別表第3に、<u>乳幼児健康診査室の使用許可を受けた者にあつては別表第4に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>別表第4 (第7条関係)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">区 分</th> <th align="center">単 位</th> <th align="center">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>B C G 接種 (予防接種法 (昭和23年法律第68号) の規定に基づくものを除く。)</u></td> <td align="center"><u>1 回</u></td> <td align="center"><u>320円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	<u>B C G 接種 (予防接種法 (昭和23年法律第68号) の規定に基づくものを除く。)</u>	<u>1 回</u>	<u>320円</u>	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 第4条各号(第3号および第4号を除く。)に掲げる施設を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 センターの施設を使用するものうち、健康増進センターの使用許可を受けたものにあつては別表第1または別表第2に、口腔保健センターの使用許可を受けた者にあつては別表第3に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p>
区 分	単 位	金 額					
<u>B C G 接種 (予防接種法 (昭和23年法律第68号) の規定に基づくものを除く。)</u>	<u>1 回</u>	<u>320円</u>					